

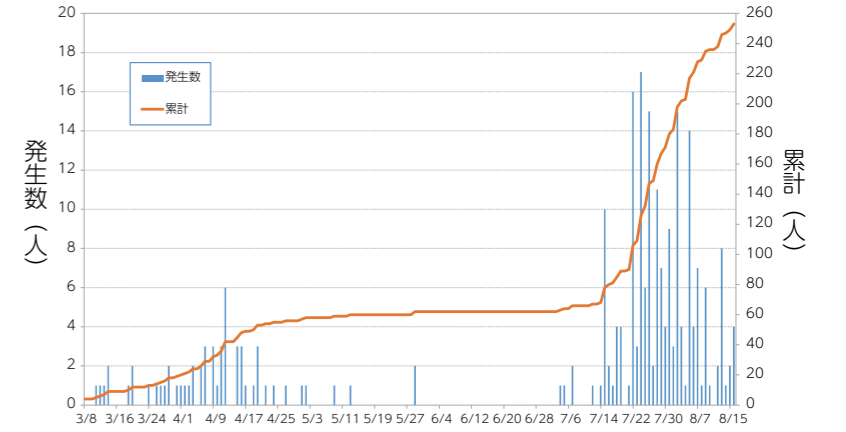
新型コロナウイルス感染者増加中 感染予防の徹底をお願いします

市内でも同ウイルスの感染者が増加しているため、改めて一人ひとりが感染拡大防止策を徹底するよう心がけてください。☎地域保健課(保健所内☎6339・2227☎6339・2058)。

市内の感染症発生状況

8月15日時点で、市内の陽性者数は249人、府全体では6547人となっています。7月中旬以降、市内でも新規感染者の数が増加しており、中でも20～40歳代の感染が約8割を占めています。

改めて一人ひとりが感染拡大防止策を徹底し、特に飲食時の会話や大きな声で歌うなど、マスクを外して唾液が飛ぶような行為を控えましょう。



感染しない・させないポイント

その1 体調が悪い場合は休む・休ませる(何よりも大事)

その2 「ゼロ密」作戦



新型コロナに感染した疑いがある場合は

新型コロナ受診相談センター

月～金曜日 午前9時～午後5時30分
☎06・7178・1370 ☎06・6339・2058
※時間外は☎050・3531・5598

電話の掛け間違いに注意

電話番号の掛け間違いで、一般世帯に迷惑をかけるケースが多発しています。問い合わせの際は、番号を再度確かめてから電話を掛けるようにしてください。

保健所長からのメッセージ

市では7月から陽性者が増加し、再び感染拡大の段階に入っています。当初の感染の中心は20～40歳代でしたが、徐々に子供や高齢者にも広がっています。家庭での感染以外には、マスクを外し換気の悪いところでの飲み会など、飲食を共にする際に感染したと考えられる例が目立っています。また、症状が出る2日前から感染力があると言われていたため、自分が感染していることに気付かずに感染を広げてしまう場合もあります。大人数での飲食などを控え、感染拡大防止に努めていただくようお願いします。

新型コロナウイルスの感染が広がり、先の見えない不安や恐怖などから、感染者や濃厚接触者、医療従事者などへの不当な差別や偏見などの人権侵害がみられています。このウイルスは、誰にでも感染の可能性があります。今こそ、思いやりの気持ちをもって、この難局をともに乗り越えていきましょう。



保健所長 柴田敏之

飲食店を利用する際に注意するべきこと

市民のみなさんへ

1 店を選ぶとき、感染防止宣言ステッカーを確認する

飲食店などを利用する場合は、大阪府の感染防止宣言ステッカーが掲示されているかを確認しましょう。

※大阪府感染防止宣言ステッカーとは

府は、事業者を対象に業種別ガイドラインを遵守している施設や店舗であることを府民に示す「感染防止宣言ステッカー」を発行しています。



感染防止宣言ステッカー



大阪府感染防止宣言ステッカーについて

1 感染リスクを減らすための主な対策

- ・こまめな換気をするなど、二密となる環境を避ける。
- ・飲食時以外は必ずマスクを着用する。
- ・大声で話さない。
- ・接客の際は近づきすぎず、十分な距離をとる。

2 感染防止宣言ステッカーの導入を

府が発行している「感染防止宣言ステッカー」を店舗入り口などの目立つところに掲示することで、安心して利用できる施設だと周知できます。

3 症状がある場合は相談を

日頃から従業員の健康管理を徹底し、体調が悪いときは出勤を控えて回復するまで休養するように促してください。気になる症状がある場合は、吹田市新型コロナ受診相談センターへ相談してください。

- 2 三密で唾液が飛ぶ行為を避ける
- 客同士や店員との距離を保ち、密集・密接にならないよう離れて座りましょう。また、食事や飲酒をしながら近距離で会話する、大声で歌うなどの唾液が飛び交う行為は避けましょう。
- 3 日頃から健康管理を
- 日頃から健康管理を徹底し、体調が悪いときは、食事や飲み会などの外出は控えてください。また、新型コロナウイルスに感染すると重症化しやすい高齢者や基礎疾患のある人とその家族は、特に感染リスクの高い環境を避けるようにしましょう。

飲食店での感染症予防リーフレットを作成しました

飲食店で注意すべき感染症予防のポイントやチェックリストをまとめたリーフレットを作成しました。市ホームページからダウンロードできるので、店内に貼るなどして感染症対策に活用してください。



新型コロナについてのページ

事業者向け支援情報

家賃支援給付金 国制度

新型コロナの影響で、売上が減少した事業者等に、地代・家賃の一部を6か月分支給します。5月～12月のいずれか1か月の売上が前年同月比で50%以上減少するか、連続する3か月間の合計売上が前年同期比で30%以上減少した中小企業や医療法人、NPO法人など。個人事業主やフリーランスも対象。大企業は対象外。電子申請。電子申請が困難な人は、サニーストーン江坂北館会場(広芝町)でサポートを行っているので利用してください。事前に予約が必要。国・家賃支援給付金コールセンター(☎0120・653・930)か同給付金のホームページを確認してください。



家賃支援給付金のページ

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 国制度

新型コロナウイルスの影響で仕事を休業し、休業中に賃金や休業手当を受けられなかった中小企業の労働者に対して、休業前の1日当たり平均賃金の80%を支給します。上限額は1日当たり1万1000円。4月1日～9月30日に事業主の指示を受けて休業した中小企業の労働者で、休業手当を受けられなかった人。詳しくは、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター(☎0120・221・276)午前8時30分～午後8時。土・日曜日、祝日は午後5時15分まで)へ。 ※事業主は、まずは雇用調整助成金の活用を検討してください。